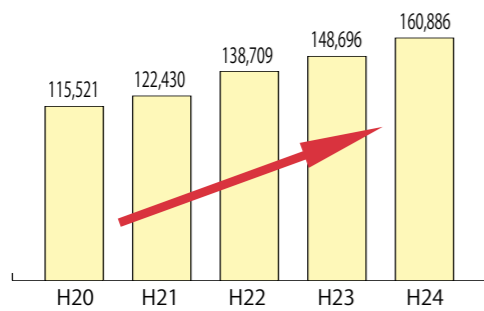


知ってる? 消費生活 Vol.31

契約当事者が70歳以上の相談件数



こんな言葉に要注意!



さまざまな手口で高齢者をだまそうとしています

◆高齢者の相談は、1年間に全国で10万件を超えています。

- ◆高齢者のみなさんへ
 - 必要があれば「要らない」「必要ありません」ときっぱり断りましょう。
 - 知らない相手からの電話に出ないように留守番電話機能などを活用しましょう。
 - 業者の説明だけを信じず、必ず家族や周囲の人に相談しましょう。
- ◆見守るみなさんへ
 - 見慣れない商品や契約書類がないか、お金に困っていないかなど、生活の変化に注意しましょう。
 - 本人の話をじっくり聴きましよう。

◆見守るみなさんへ
 独立行政法人国民生活センター「国民生活」8月号より「おかしい」「こまった」と思ったら、志布志市消費生活相談窓口にご相談ください。

◆問い合わせ先…
 志布志市消費生活相談窓口…
 Tel. 474-1111 (内線289)

消費者ホットライン Tel. 0570-064-370

■問い合わせ先…
 ●本庁港湾商工課商工振興係 Tel. 474-1111 (289)
 ●松山支所地域振興課地域振興係 Tel. 487-2111 (322)
 ●志布志支所地域振興課地域振興係 Tel. 472-1111 (354)

交通事故防止は皆さんが主役です



歩くことで危険箇所もすぐに見つけられます!

登校時の見守り活動を始めたのは、お子さんが小学校6年生だった12年前。学校までの約2kmを健康づくりを兼ねて歩き始めたことがきっかけでした。「歩いてみるとドライバーの目線では見えなかったことがよく分かります。特に大型の車が横を通り過ぎるときは危険を感じました。風圧で小さな子どもたちは飛ばされそうになります。最近では高規格道路が出来たおかげで車の通りも少なくなりましたが、それでも朝は車のスピードも上がりがちです。子どもたちの姿を見かけたら速度を落とすなど、思いやりが感じられるドライバーの運転は、やはり嬉しいですね」と話す井上さん。一時は自分の子どもがいけないに続けるのも…と考え、やめようと思ったこともあるそうで

交通事故状況 平成25年8月末現在

区分	発生件数	死者	傷者
県下	6078 [-109]	56 [+13]	7251 [-235]
志布志市	112 [0]	3 [0]	128 [-20]
志布志地区	74	2	84
有明地区	30	0	32
松山地区	8	1	12

※【 】は昨年比



井上 豊さん (松山町)
 子どもたちと歩き始めて12年。成長していく子どもたちと交わす挨拶が安心・安全な地域づくりの原点です。
 「自分の健康づくりのために子どもたちと一緒に歩かせてもらっています。それで子どもたちの安全を守ることが出来るなら、一石二鳥です」と笑顔で話してくださいました。

年金情報

市役所本庁 474-1111 (内線116)
 松山支所 487-2111 (内線226)
 志布志支所 472-1111 (内線223)
 Pension information

「後納制度」のお知らせ

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されています(「後納制度」といいます)。
 後納制度が利用できるのは、平成27年9月30日までです。後納制度を利用する方は、早めのお申込みが大切です。



◆後納制度のメリット

- 将来受け取る年金額が増額されます。
- 年金の受給資格が得られる可能性があります。
- ◆ご利用いただける方
 - ① 20歳以上60歳未満の方で、10年以内に納め忘れの期間や未加入期間をお持ちの方
 - ② 60歳以上65歳未満の方で、①の

- 期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方などは、老齢基礎年金を受給している方は申込みできません。
- ◆申込みする際の注意事項
 - 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
 - 後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
 - 全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は、「追納制度」をご利用ください。
 - 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象になります。この場合の後納する保険料は、一般の未納期間と同じ1か月分の保険料が必要です。

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先…
 ●市民環境課 年金係
 Tel. 474-1111 (116)
 ●鹿屋年金事務所
 Tel. 0994-42-5121

みんなでつくる共生・協働・自立のまちづくり

◆問い合わせ先…企画政策課地域政策係 Tel. 474-1111 (25225)

共生・協働・自立の社会づくり担い手育成事業が開催!

市では、市民が輝く「共生・協働・自立のまちづくり」を目指して、市民団体、自治会等が地域の課題解決に向け、自主的・継続的に取り組む公益的な事業に対して補助金を交付しています。今回は、8月25日に開催された「第1回志布志市長杯囲碁大会」の様子を報告します(共生・協働・自立の社会づくり担い手育成事業(新規事業部門)へ申請)。



この大会の目的は、大人から子どもまで、囲碁を通じて心と身体の健康増進や思考力、集中力、忍耐力など総合的な作業力を向上させ、年代を越えたコミュニケーションの場を作り、大会を一つのきっかけとして囲碁の振興を図ると共に、多くの方に福祉や教育の面での効果

を享受してもらうこととしてい

大会は、名人から入門まで力に応じて分けられたクラスに約100人ほどの参加があり、お年寄りから子どもまで年齢に関係なく、真剣に対局されていました。また、全く碁を打てない方向けに無料体験教室が開催されるなど、市内だけでなく市外からも多くの方々が参加されていました。

市では、このような市民グループの事業をはじめ、広く事業を募集しています。まずは相談で結構ですので、皆様からのご連絡をお待ちしております。

※今年度の「市民提案型共生・協働・自立モデル事業(限度額50万円)」の募集締め切りは10月末となっています。